

ご利用ください



- ★ 「空き家利活用推進補助金」が11月から見直しされます。
- ★ **見直し①**：補助金の上限が**10万円**に（現行5万円）
- ★ **見直し②**：**家財道具等の処分費用**も補助対象に！

【空き家利活用推進補助金（見直し後）とは】

空き家利活用の促進を目的に、空き家改修工事を行う費用、もしくは
空き家に残された家財道具等の処分費用を助成します

★改修や家財道具等の処分前に役場までご連絡ください



改修工事費用又は家財道具等処分費

通常 1/2(最大 10 万円)が

さらに今なら！！



2/3 の補助【最大 13.3 万円】に！！

集中対応期間：令和5年11月1日～令和7年3月31日まで

対象は、居住を目的とした御浜町内の空き家

【改修工事】

- ① 居住を目的とし売買契約により家を取得した人、賃貸借契約により入居した人又は貸した人
- ② 過去5年間において推進交付金の対象となっていない空き家
- ③ 改修工事を補助金の交付申請年度内に完了すること
- ④ 以下に該当しないこと
 - (ア) 建物でない外構工事
 - (イ) 容易に取り外しができるものを設置する工事
 - (ウ) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
 - (エ) 改修工事費用の一部または全部が他の公的な補助金、助成金、利子補給、介護保険等により支給される工事

【家財道具等の処分】

- ① 空き家バンクへの登録を目的に家財道具等の処分を行う者で、かつ御浜町に係る税金に滞納のない人
- ② 家財道具等の処分作業を補助金の交付申請年度内に完了すること
- ③ 対象経費は以下に該当すること
 - (ア) ごみ処理手数料
 - (イ) ごみ収集及び運搬手数料
 - (ウ) 家電リサイクル法により指定された家電製品の引き取りに要する費用
 - (エ) 家財処分等の委託等に係る経費
 - (オ) その他、家財等の処分及び搬出に要する経費として町長が必要と認めた費用



御浜町空き家利活用推進補助金申請から支払いまで

※着工前に必ず申請書を提出してください

① 交付申請(着工前)

★【改修工事】交付申請書 様式第1号

添付書類	ア 改修工事見積書(工事の内訳、交付対象部分が明確にわかるもの) イ 改修工事の内容がわかる図面・写真 ウ 確約書【様式2号】 エ 不動産売買契約書の写し及び不動産売買に係る領収書等 オ 不動産賃貸借契約書の写し カ その他
買う人 : ア・イ・ウ・エ・カ	
借りる(た)人 : ア・イ・ウ・オ・カ	
貸す人 : ア・イ・オ・カ	

★【残置処分】交付申請書 様式第1-2号

添付書類

- 現状空き家内の処理予定残置物がわかる写真
- 確約書【様式2号】
- その他()

★【共通(改修工事・残置処)】

② 審査

③ 交付決定通知 様式第3号

④ 工事着工

⑤ 工事完成 完了実績報告書 様式第4号

- (ア) 事業の完了したときから起算して30日まで
- (イ) 工事完了会計年度の2月末
- (ア) または (イ) のどちらか早い期日までに提出

⑥ 工事完了検査

⑦ 交付確定通知 様式第5号

⑧ 支払請求 様式第6号

申請者は確定通知を受けた日から10日以内に提出する要綱等に違反した場合は交付決定を取り消す場合があります